

母子生活支援施設入所者の 家計と支援の実際

佛教大学

福祉教育開発センター

佐藤順子

研究目的

母子生活支援施設入所中の母親および職員からのインタビュー調査を通じて、

母親の家計に関する困りごとと職員による支援の実際について明らかにする

具体的には...

Domestic Violence(DV)被害等を原因として母子生活支援施設に入所している母親は、

どのような家計上の困難を抱え、職員からどのような支援を受けているか

先行研究

鳥山まどか「北海道の母子生活支援施設の現状(2016)」

- ①入所中の母親は自身の困りごとや悩みとして「経済的なこと」がもっとも多く、もっとも悩んでいるものとして「経済的なこと」がもっとも多い
- ②職員のさらなる専門性の向上に対する要望が挙げられている

研究方法

- ① A母子生活支援施設入所中の母親(8名)
に対して質問票に基づいて面接によって
実施
- ② 同施設職員(3名)に対して半構造化面接に
よって実施

* 調査当時のA母子生活支援施設の入所世帯は16世帯

* 母親に対する調査に際して京都社会福祉士会会員吉村功子氏の協力を得た

倫理的配慮

本研究は佛教大学「人を対象とする研究計画等審査」を経ており、

発表にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に則って、調査対象となる施設および個人名の匿名化をはかり、事例については内容を損なわない範囲で加工を加えている

母親へのインタビュー調査結果(概要)

1. 母親の収入状況

* Aさん 生活保護+パート収入+児童扶養手当
DV被害歴あり、多子(4人)、預貯金の取り崩しで生活費を補っている、自己破産歴あり

* Bさん 生活保護+児童扶養手当
DV被害歴あり、家計(金銭)管理が苦手で施設職員の支援を受けている

- * Cさん 生活保護+児童扶養手当
DV被害歴あり、預貯金の取り崩しで生活費を補っている
- * Dさん パート収入+生活保護+児童扶養手当
DV被害歴あり、自己破産歴あり

*Eさん パート収入+生活保護+児童扶養手当
DV被害歴あり、自己破産歴あり、(生活保護
でカバーできない)子どもの入院に伴う出費
がかさんでいる

*Fさん 休職手当(正職員)+児童扶養手当
DV被害歴あり

* Gさん 就労収入+児童扶養手当
児童養護施設退所後すぐに妊娠したが、遺棄さ
れて母子生活支援施設に入所

* Hさん 就労収入+児童扶養手当
DV被害歴あり

2. 銀行口座の保有と使途

調査対象者全員が銀行口座を保有しており、給与・年金・手当・生活扶助費等の振込、公共料金の支払いや預貯金を主な使途としている

3.DV被害と債務

- * 元夫が入所者の名義で勝手に消費者金融からの借り入れ・クレジットカードによるキャッシングを行った
- * 数か月にわたって消費者金融業者が訪問して来て督促を受け、精神的なストレスを感じた
- * 自己破産した元夫から逃げて転々と移動する内に病気になり、健康保険での受診ができず病気が悪化した

DV被害と債務②

- * クレジットカードのキャッシングで返済が苦しくなり、法テラス・弁護士に相談して自己破産した
- * 自己破産者のため、クレジットカードを作れない

4.生活福祉資金、母子生活福祉資金 等の公的貸付について

* 制度を知らない

* (施設職員から)聞いたことはあるが、
詳しい内容は知らない

5. 金融サービスについての要望

DV被害歴のある母親のための
金融サービスとして

- * 無利子の貸付
- * 銀行手数料を無料化
- * ひとり親を優遇する貯蓄制度

金融サービスについての要望②

子どものための金融サービスとして

* 教育のための支給の増額

* 子どものものを購入するためのサービス

金融サービスについての要望③

* 貯蓄について身近に相談できる場所

職員からのインタビュー 調査結果(概要)

1.職員による家計相談支援

- * 家計に立ち入ることは世帯のプライバシーに踏み込むことになるので、難しい
- * 施設としては、家計管理に限らず困りごとがあれば対応するというスタンスを取っている

職員による家計相談支援②

- * 原則として、通帳は施設で預からない
- * 16名の入所者の内1名の知的障害のある母親についてのみ、本人が希望されているため、施設で通帳を預かって入出金を管理している

2. 家計相談支援の方法について

- * 家計相談支援は職員がしようと思ってもメソッドがわからない
- * 家計管理に対して意欲のある人はすでに問題なくできているが、知的障害やそれに近い入所者には講座などの方法はなじまないのではないか

厚生労働省の考え方-

母子生活支援施設運営ハンドブック(2014)

- * 金銭管理は自己管理の苦手な母親が希望している等のやむを得ない場合に限る
- * 必要以上に支出や用途を制限・コントロールしたり、支出内容が母親の希望とかけ離れたものにならないよう配慮

(56頁より抜粋)

考察①

- * 厚生労働省母子生活支援施設ハンドブックでは「家計管理」が「金銭管理」に矮小化されている
- * 生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業(現・家計改善事業)は対象者として施設入所者を排除しないが、A施設では利用されていない(職員に知られていない)

考察②

- * 母子生活支援施設における家計相談支援は金銭管理だけでなく、家計のやり繰りの困難さの改善や退所後の生活設計の見通し等に寄与する役割が求められる
- * 家計相談支援は母親の金融サービスに対する要望事項を汲み上げ、政府・自治体に伝えて改善を求める役割を担うことが求められる